

令和2年度矢掛町入札参加資格審査申請書提出要領

継続申請用

(物品・役務等)

令和2年度に矢掛町（本庁及び各出先機関）が発注する物品・役務等の契約に係る入札（見積）に参加を希望される方は、次の要領によって書類を提出してください。なお、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務等」の契約に係る入札（見積）に参加を希望される方は、この申請とは別に申請してください。また、平成30年度に令和元・2年度の入札参加資格の登録手続きをされた方は、中間年となりますので継続手続きが必要です。受付期間内に継続手続きがない場合は、資格は無効となります。（継続手続きには、「提出書類一覧表」記載の太枠で囲まれた書類の提出が必要です。）

1 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加審査の申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 国税、地方税及び市町村税など納入すべき納付金を完納していない者
- (3) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている者
- (4) 営業に関し法令上必要な免許、許可、登録等を受けていない者

2 受付期間

令和2年2月3日（月）から令和2年2月28日（金）まで（土、日、祝日を除く。）

午前9時から午後3時まで（ただし、正午から午後1時の間を除く）

※時間厳守のこと（期間後半には申請が集中しますので、早めに提出してください。）

※期間経過後は一切受け付けません。添付書類に不備があった場合は申請書を受理できなくなるので、提出される前はチェックリストをよく確認して、時間に余裕をもって早めに提出するようしてください。

3 提出方法

- (1) 持参による申請のみ（郵送では一切受け付けません。）
- (2) 次表に掲げる提出書類一式をその内容について説明ができる人が必ず持参してください。

4 提出書類の綴じ方

- ・ダブルクリップ（バインダークリップ）でとめ、落ちないようにして提出すること
- ・見出し（インデックス）を項目の番号順に付けること（番号は提出書類一覧表を参照）

5 留意事項

入札（見積）参加名簿に登録されても、必ず指名を受けられるとは限りません。

6 適用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間適用となります。

◎ 提出書類一覧表（物品・役務等・継続）

提出書類	留意点	複写
チェックリスト	○ 記載例により記入して、申請書の最初に綴じチェックしてください。「見出し（インデックス）」不要	
入札参加申請書受付票	○ 申請者控え、矢掛町控え両方に記入すること。 <u>持参された受付票はファイルに綴じずに提出してください。また、昨年度の受付番号の記載を忘れないでください。</u>	
業者登録カード	○ <u>入力票になるのでファイルに綴じずに提出してください。</u>	可
(1) 入札（見積）参加資格審査申請書 (物品・役務等) <u>様式第1号</u>	○ 記載要領により記入してください。	不可
(2) 使用印鑑届 <u>様式第2号</u>	○ 入札書、見積書、契約書、請求書等に使用する印鑑を押印すること。 ○ 印鑑証明された印鑑でなくても可。	不可
(3) 委任状 <u>様式第3号</u>	○ 支店長、営業所長等に権限を委任する場合には提出してください。	不可
(4) 入札（見積）参加資格審査登録票 <u>様式第4号</u>	○ 記載要領により記入してください。	可
(5) 商業登記簿謄本（法人企業）又は <u>住民票</u> （個人企業）※	○ 法人企業の方は「法務局の証明書」。（現在事項証明書、履歴事項証明書のいずれでも可。） ○ 個人企業の方は「住民票」です。（戸籍抄本ではありません）	可
(6) 印鑑証明書※	○ 法人は法務局、個人は市町村の証明書 コピー、FAX等で縮尺が変わっているものは受付できません。	可
(7) 代表者身分証明書※	○ 本籍地の市町村の証明書（個人の場合）	可
(8) 受任者身分証明書※	○ 本籍地の市町村の証明書	可
(9) 完納証明書※	○ 国税は（未納の税額のないこと）の証明書 法人は「様式その3の3」 個人は「様式その3の2」	可

	<input type="radio"/> 都道府県税・市町村税は全ての税に未納又は滞納がないことの証明（契約締結先） <input type="radio"/> 法人代表者の矢掛町税については、法人代表者が矢掛町に住民登録がある場合のみ必要。	
(10) 財務諸表	<input type="radio"/> 直前1年間のもの（それ以前は添付しないでください）	可
(11) 誓約書		不可
(12) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を受けていることを証する書面	<input type="radio"/> 医薬品売買業、毒物劇物販売業、農薬販売業、揮発油販売業、液化石油ガス販売業、医療用具販売業、計量器販売業、自動車分解整備業、指定自動車整備事業、屋外広告業、肥料販売業、古物売買業など	可
(13) その他参考資料 <u>様式第5号</u>	<input type="radio"/> <u>過去2年間の業務実績と添付可能であれば取り扱いメーカー・会社案内（パンフレット等）業務内容のわかる資料</u> ※数枚で可、またコピーも可	可
(14) 矢掛町暴力団排除条例に係る誓約書	<input type="radio"/> 本社代表者の記名、押印をすること（矢掛町独自様式）	不可

※証明書関係については、申請直前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

- ・受付期間終了後の申請は一切受け付けません。日時を厳守すること。
- ・申請書類の不足、申請内容の不備等がある場合は受付できません。
- ・様式（業者登録カード含む）については、全て矢掛町独自様式ですので、他の様式は使用不可。
- ・継続手続きには、「提出書類一覧表」記載の色塗り箇所の書類の提出が必要です。
- ・提出の際は、必ず「提出書類一覧表」及び「チェックリスト」で書類を確認すること。
- ・指定業者として登録後、その申請事項に変更は生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。
- ・複写を可としている書類については、受付時に判別できないと判断された場合、受付できません。